

県制度融資の制度改正について

県制度融資の大幅な改正が行われた。改正の内容は、(1)資金体系の簡素化 (2)創業資金の融資対象者の拡大及び融資限度額の引き上げ (3)経営革新や創業を目指す企業への利子補給の実施などで、本年4月からの申込受付を適用している。

資金体系の簡素化

区分	新資金名	主な融資対象者	融資利率	旧資金名
一般系	(1) 事業資金	業歴要件該当者	年 % 2.3~2.9	事業振興資金
	(2) サポート短期資金	業歴要件該当者	1.6	短期運転資金
	(3) 小規模事業資金	小規模事業者	2.2~2.8	短期運転資金
チャレンジ系	(4) 創業資金	創業（予定）者及び創業後5年未満の者	2.0~2.4	開業・育成資金
	(5) 挑戦資金	次のいずれかに該当 ○経営革新計画の承認を受けた者 ○情報化推進を行う者 ○事業転換・事業多角化を行う者 ○知的財産を活用する者 ○旧創造法認定を受けた者	2.0~2.6	中小企業活性化支援資金
救済系	(6) セーフティネット資金	次のいずれかに該当 ○セーフティネット保証の該当者 ○売上高が減少している者 ○取引先倒産の影響を受けている者 ○組合員の経営破たん ○特定災害により被害を受けた者 ○知事が特に必要と認める者	2.0~2.6	連鎖倒産防止資金 経済変動対策資金 特別経営安定対策資金 金融環境変化対策資金 災害対策緊急融資資金
	(7) 再生資金	中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定した者	2.4~2.8	企業再生支援資金
その他政策系	(8) 観光施設資金	県が承認する観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行う者	2.2~2.8	魅力ある観光施設づくり資金
	(9) 地域商業資金	小売業を営み、かつ、大型店進出に対応しようとする者		大型店進出対策資金
	【廃止】			工場移転資金

問い合わせ先

県商工労働部経営支援課 043-223-2786